

## 介護保険サービスの地域差

研究員 松岡佑和



2000年に介護保険制度が施行されてから20年になります。主な対象者が65歳以上のため、若い世代の方には馴染みがないかもしれませんが、非常に重要な制度です。

介護保険制度は国が定めた社会保障制度の1つで、医療保険制度の介護バージョンと言えば、想像がし易いかもかもしれません。私たちは医療保険に加入しているため、治療費は全額支払う必要がなく、一部負担で済みます。介護保険も同様に、介護サービスに対し、前もって保険料を払うことにより、サービス利用時は一部負担で済むようになっています。日本では高齢者が増え続けており、医療サービスと同様に介護サービスの重要性も増してきたため、国が制度として発足させました。

医療サービスの地域差については皆さんもニュースなどでご覧になったことがあると思います。医師や病院が都心に集中する傾向があり、地方では不足気味となっている状況です。その帰結として、当然サービスへのアクセスの差が生じてしまいます。本来、医療保険制度は国全体の制度ですから、住む場所によって医療サービスを受け

ることが出来なくなるというのは望ましいことではありません。

実はこの問題は介護保険サービスでも同様に生じている問題です。私はこの問題に対し6本の論文を執筆し、制度発足時から地域差がどのような変遷を辿ったかを統計的に検証しました。データや手法はそれぞれ違うのですが、全体をまとめると以下のような結論が出ました。

(1)制度発足時は地域差が大きかったが、2006年までに地域差は大幅に縮小した。

(2)ただしまだ地域差は残っており、その差は一定水準に留まり続けている。

もちろん地域による高齢者割合や家族介護の担い手の状況などは異なりますが、それらを考慮しても、まだ地域差は存在していることが明らかとなりました。

国の制度である介護保険制度で地域差が存在していることは、社会保障制度で重要とされる公平性が保たれていないことを意味します。所得不平等などの文脈で主に使用される公平性の概念ですが、サービスのアクセスの差により不公平性は、サービスを消費出来ないという点で所得不平等と本質的には同一と考えられます。公平性を論じることは非常に難しいことではありますが、しあわせ研究のためには、この帰結から一歩進んで、より公平性を担保する具体的な政策に結びつける必要があるでしょう。